府中市告示第１７１号

次の金員については、権利者を確知することができず、かつ、消滅時効期間が満了していることから、民法第１４５条の規定に基づき消滅時効を援用する。

よって、当該返還請求権は消滅したものとして処理する。

令和８年１１月１０日

府中市長　高　野　律　雄

１　債権の内容　　入金者不明金

２　発生年月日　　平成２６年１２月１５日

３　金　　額　　１３，５００円

４　そ　の　他　　権利者の所在及び氏名を確認できないため告示する。